

ウエルシア介護サービス牛久
訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護事業所運営規程

第1条 事業の目的及び運営の方針

1. 事業の目的

ウエルシア介護サービス株式会社が開設するウエルシア介護サービス牛久訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という）が行う訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師又は訪問入浴介護員研修の終了者（以下「訪問入浴介護従業者」という）が、要介護及び要支援状態にある高齢者等に対し適正な訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

- （1） 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の実施に当たっては、常に利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため居宅における入浴の援助を行う。
- （2） 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、適切なサービスの提供に努めるものとする。

第2条 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 ウエルシア介護サービス牛久
2. 所在地 茨城県 牛久市 神谷5-1-1

第3条 従業者の職種、員数、及び職務内容

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
 - （1） 管理者は事業所の従業員の管理、及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
 - （2） 管理者は事業所の従業員に本規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

2. 看護師 1名以上（常勤／非常勤職員）
利用者の心身の状況を踏まえ、安全な訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービス提供の責任者となる。
3. 介護職員等 1・2級課程修了者 2名以上
介護職員等は、訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の提供に当たる。

事業規模に応じ適切な人数の看護師・介護職員を新たに補充する。

第4条 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。 祝日は営業する。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
3. 休業日 日曜日、年始（1月1日～1月3日）

第5条 訪問入浴介護の内容及び利用料

1. 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の内容は次のとおりとする。
高齢者等の心身の状態について十分な配慮の下で、高齢者を介助し、浴槽を居宅に持ち込み入浴の機会を提供するもの。
2. 指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用することとする。
3. 訪問入浴介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問入浴介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。
4. 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に要した交通費は、その実費を徴収しない。
5. 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用は、実費を徴収する。
6. 前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

7. 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。
8. 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第6条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、牛久市、龍ヶ崎市、つくば市、土浦市、稲敷市、取手市、阿見町、河内町、美浦村、利根町、つくばみらい市、守谷市、常総市、坂東市、千葉県我孫子市、千葉県印西市、千葉県印旛郡栄町の区域とする。

第7条 サービスの利用に当たっての留意事項

訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護を利用する際に、利用者宅で留意してもらいたいことは以下のとおり。

- (1) 満腹時及び空腹時の入浴は不適當です。訪問時間の 1 時間くらい前に食事を済ませて下さい。
- (2) 訪問入浴介護を行う室内温度について、冬季は20℃位に暖めておいて下さい。
- (3) 訪問入浴介護の実施中は、原則としてご家族等に立ち合ってください。
- (4) 訪問前の健康チェックにより健康状態が悪いと認められた場合、入浴をお断りすることもあります。
- (5) 必要な水道水・電気の供給は、利用者のお宅にいて受けさせて頂きます。又、住宅の立地条件等により、入浴車から給水・給湯ができない場合、利用者のお宅の浴槽等からお湯の供給を受ける場合があります。
- (6) 入浴車の駐車場を確保し、必要な場合は隣近所へ声をかけて頂きます。
- (7) 利用者の心身の状態が悪い場合、家族の都合が悪く中止する場合は、早めにご連絡下さい。

第8条 緊急時等における対応方法

訪問入浴介護従業者は訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

協力医療機関

上柏田クリニック

院長 佐藤章仁

茨城県牛久市上柏田1丁目16-12

協力医療機関 医療法人社団 雄好会 つくばシティア内科クリニック
理事長 松本 好正
茨城県つくば市吾妻2-8-8 つくばシティアビル4F

第9条 苦情処理

管理者は、提供した訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に証明するものとする。

第10条 事故発生時の対応

1. 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
2. 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業所は、前項の損害賠償のために、東京海上日動火災保険株式会社の賠償責任保険に加入する。

第11条 虐待の防止のための措置に関する事項

(ア)事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：営業所管理者）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回）
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (5) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

(イ)事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第12条 個人情報の保護

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第13条 その他運営についての留意事項

- (1) 事業所は、看護師・介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。
- ①採用時研修 採用後 1ヶ月以内 但し作業マニュアルの理解は採用時
- ②継続研修 毎年6時間以上の定期研修（シルバーサービス振興会の機関）
- (2) 訪問入浴介護従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 訪問入浴介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問入浴介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、訪問入浴介護従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業者は従業者、整備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、利用者に対する訪問入浴及び介護予防訪問入浴の提供に関する諸記録はその完結の日から 5 年間保存する。
- (5) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はウエルシア介護サービス株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行とする。

平成12年	5月25日	改定	平成13年	4月1日	改定
平成15年	9月1日	改定	平成15年12月	1日	改定
平成17年	3月1日	改定	平成17年	8月1日	改定
平成18年	6月1日	改定	平成20年	3月1日	改定
平成25年	2月1日	改定	平成26年	5月1日	改定
平成26年	7月1日	改定	平成27年	4月1日	改定
平成27年	8月1日	改定	平成30年	6月12日	改定
平成31年	2月1日	改定	令和元年	11月22日	改定
令和4年	9月15日	改定	令和6年	6月11日	改定
令和6年	8月1日	改定			